

森林・林業・山村振興施策の推進に関する提言

我が国の林業は、施業集約化や路網整備・機械化の立ち後れによる採算性の低下、さらには脆弱な木材供給体制などから林業の生産活動が停滞しており、森林の持つ多面的機能の低下が懸念されるなど厳しい状況にある。

あわせて、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により森林・林業関係へも深刻な影響を与えているところである。

このような状況を踏まえ、「森林・林業再生プラン」に基づいた適正な森林整備や国産材利用拡大を図るとともに、東日本大震災等からの早期復旧・復興を進める必要がある。

よって、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興

東日本大震災を踏まえ、海岸防災林の再生等の早期復旧・復興を図るための総合的な支援措置を充実強化すること。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、森林の除染や放射性物質を含んだ廃棄物の適切な処理及び原子力損害に対する迅速かつ適切な賠償が確実に実施されるよう万全の措置を講じること。

2 森林整備の推進

(1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全など森林が持つ公益的機能が継続的に維持・発揮されるために必要な財源を確保するとともに、森林・林業再生プランを有効なものとするべく、積極的な取組を進めること。

特に、森林所有者の森林整備を進める観点から、主伐を行う際の路網の計画的整備など主伐を促進するシステムを確立するとともに、主伐後の造林事業に対する総合的な支援を行うこと。

(2) 森林整備保全事業計画の推進に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な財源を確保すること。

また、間伐等の緊急に施業が必要な森林整備を速やかに実施するため、新たに創設される森林経営計画の認定手続きや補助申請等の事務の簡素化を図ること。

(3) 里山の保全機能などを有する竹林は、その整備に多額の費用がかかることから放置され、人工林への侵入や竹藪化に伴う生活環境の悪化や景観破壊といった問題が生じていることから、竹林整備及び竹のパウダー等有効活用の

ための総合的な支援を行うこと。

- (4) 森林災害防止の観点から、奥地林や溪畔林などでの「伐捨間伐」への支援を継続するとともに、計画的な間伐を進めるための中期的な展望を示すこと。
- (5) 治山事業については、費用便益及び算定基準を見直し、小規模災害にも対応しやすい制度とすること。
- (6) 森林・林業再生プランを推進するため、航空写真やGIS等の森林情報のインフラ整備、人材育成等の支援を行うこと。

3 木材利用の推進

- (1) 公共建築物木材利用促進法の施行に伴い、建築基準法との整合性を要するものについて、速やかに調整を行うとともに、木材の耐火技術の向上を図ること。
また、公共施設の木造化等に対する支援の拡充や、木造建築の新設・リフォームを行う施主に対し、国産材使用経費に対する支援を行うこと。
さらに、災害時における木造応急仮設住宅の建築を検討すること。
- (2) 再生可能エネルギーとして木材のバイオマス利用の推進をはじめ、これからの林業の柱となる新たな木材利用について検討すること。
また、既存の木質バイオマス加工・活用施設への支援措置を講じるとともに、原木の安定供給やペレットの配送、燃焼灰の共同処理など地域循環システムへの支援措置の充実を図ること。

4 持続的森林経営の育成

- 林業への新規参入者に対する支援措置の充実を図るとともに、国産材が低コストで安定的に出荷できるよう、施業地の集約化を図るために必要な森林境界の明確化、林道・作業道などの生産基盤の整備、搬出、運搬に対する支援の充実など体制整備を図ること。
- 特に、作業道等に対しては、長期的な利用に向けた補修・改良費用に係る負担軽減措置の充実を図ること。
- また、林業従事者の経営基盤を安定させるため、木材価格の下落に対応した措置として、山元への還元を目的に、木材生産に対する支援を行うこと。

5 森林病虫害被害対策の推進

- (1) 松くい虫被害の拡大防止を図る観点から、松くい虫被害を受けない抵抗性

マツの研究を推進し、植栽に必要な供給量を確保するとともに、農薬の空中散布による健康被害の防止のための研究を行うなど総合的な松くい虫対策を推進すること。

また、海岸部における民有保安林について、公有化に向けた支援策、並びに、駆除・防除に対する支援を講じること。

- (2) 急速に広がりつつあるナラ枯れについて、その被害対策を効率的に実施するため、国有林・民有林の連携による駆除など総合的対策を推進すること。

6 有害鳥獣被害対策の推進

- (1) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁横断的な体制整備と広域的な被害対策を推進すること。

- (2) 鳥獣被害対策実施隊の person 費を鳥獣害防止総合対策交付金の対象とするなど駆除・防除対策に関する財政支援の拡充を図ること。

- (3) 住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令の見直しを行うとともに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

7 官行造林の適正な取り扱い

公有林野等官行造林の契約解除に伴う大規模伐採に当たっては、地元自治体の意見を踏まえ適切な処理を行うこと。

8 森林買収等の規制強化

海外資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。

平成 23 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会
林政問題に関する研究会